

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年3月24日

京都市長 榊本頼兼

1 許可年月日及び番号

平成16年 2月19日 第3201号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区大宅細田町1番地1（一部）及び1番地2（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島六丁目2番27号

関電産業株式会社

代表取締役 畠中俊尚

（都市計画局都市景観部開発指導課）